

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）は、昭和26年1月に設立（社会福祉法人の認可は昭和30年11月）された団体で、東京都における社会福祉事業そのほかの社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- オ 区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」という。）の相互の連絡及び事業の調整
- カ 地域福祉権利擁護事業
- キ 生活福祉資金貸付事業
- ク 東京善意銀行運営事業

(2) 都との関係

都は、東京都社会福祉協議会一般事業運営ほか7事業に対し、各補助金交付要綱に基づき、東社協の事業に必要な資金、事務費等として、表1のとおり、平成17年度5億8,433万余円、平成18年度5億9,179万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金交付状況等一覧

(単位：千円)

事業名	補助金額	内 容	補助率	根拠要綱	
1 一般事業運営	平成 17年度	117,051	東社協の一般事業運営に対する補助 職員人件費(11名分) 総合的企画、連絡調整等の事業費 事務室賃借料等	人件費 10/10 事務事業費 1/2 維持管理費 10/10 (都単独補助)	平成17年度、平成18年度 東京都社会福祉協議会 一般事業運営費補助金 交付要綱
	平成 18年度	117,113			
2 福祉施設経営指導 事業	平成 17年度	9,272	社会福祉施設の安定的な経営と入 所者処遇の向上等の事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成17年度、平成18年度 福祉施設経営指導事 業補助要綱
	平成 18年度	9,221			
3 自立援助促進事業	平成 17年度	1,048	児童福祉施設等退所児童の就職、進 学、住宅入居に伴う身元保証及び連 帯保証制度の運営実施に係る経費に 対する補助	10/10 (都単独補助)	平成17年度、平成18年度 東京都自立援助促進 事業費補助要綱
	平成 18年度	817			
4 生活福祉資金貸付 事業(事務費)	平成 17年度	149,122	生活福祉資金貸付事業に要する貸 付事務費に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成17年度、平成18年度 生活福祉資金貸付事 業貸付事務費補助金交付 要綱
	平成 18年度	149,122			
5 生活福祉資金貸付 事業(利子補給)	平成 17年度	782	三宅島噴火災害被災者を対象にし た生活福祉資金・離職者支援資金の償 還利子を無利子とする特例貸付の利 子相当額	10/10 (国1/2 都1/2)	平成17年度、平成18年度 生活福祉資金及び生 活福祉資金(離職者支援 資金)貸付の特例利子補 給金補助金交付要綱
	平成 18年度	3,491			
6 地域福祉権利擁護 事業	平成 17年度	269,968	認知性高齢者、知的障害者及び精神 障害者等のための福祉サービス利用 援助事業等に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成17年度、平成18年度 東京都地域福祉権利 擁護事業補助金交付要綱
	平成 18年度	274,949			
7 苦情対応事業	平成 17年度	10,106	利用者が安心して福祉サービスを 選択・利用できるような相談・苦情に 対応する経費に係る補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成17年度、平成18年度 東京都における苦情 対応事業補助金交付要綱
	平成 18年度	10,106			
8 東京善意銀行運営 事業	平成 17年度	26,986	都民の善意による技術、労力、金品 等の預託を受け、公正かつ効果的に社 会福祉施設等に供与する東京善意銀 行事業に対する補助	人件費 10/10 事務事業費 1/2 維持管理費 10/10 (都単独補助)	平成17年度、平成18年度 東京善意銀行事業補 助金交付要綱
	平成 18年度	26,973			
合 計	平成 17年度	584,335			
	平成 18年度	591,792			

2 組 織

東社協は、事務所を新宿区神楽河岸1番に置き、役員29名(会長1名、副会長4名、常務理事(副会長が兼任)、理事21名、監事3名)(うち非常勤役員28名)、評議員59名及び職員78名(都派遣1名)で、事務局は、3部、2センター、運営適正化委員会事務局、東京善意銀行をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助対象事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福祉保健局 平成19年9月18日及び同月25日

(2) 東社協 平成19年9月19日から同月21日まで

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助事業の主な実績は、表2のとおりであり、事業実績報告書を中心に監査を行い、対象事業の執行状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、別項指摘事項に関するものを除き、事業は目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績一覧

事業名		主な事業執行状況					
1	一般事業運営	人件費		事務事業費			
		平成17年度	63,800 千円 (11名分)	53,251 千円			
		平成18年度	63,800 千円 (11名分)	53,313 千円			
2	福祉施設経営指導事業	一般相談 (専任相談員・常勤1名)		特別相談 (専門相談員・非常勤3名)			
		相談件数		相談件数			
		平成17年度	1,241 件	69 件			
		平成18年度	1,230 件	85 件			
3	自立援助促進事業	就職時の身元保証		進学時の身元保証		住居入居の連帯保証	
		平成17年度	21 件	6 件		14 件	
		平成18年度	20 件	3 件		12 件	
4	生活福祉資金貸付事業 (事務費)	件数	貸付金	貸付事務費	区市町村社協事務費	民生委員実費弁償等	
		平成17年度	1,810 件	2,066,830 千円	64,293 千円	56,212 千円	28,617 千円
		平成18年度	1,547 件	1,647,543 千円	64,293 千円	56,212 千円	28,617 千円
5	生活福祉資金貸付事業 (利子補給)	件数	貸付金	利子補給補助金			
		平成17年度末	671 件	233,400 千円	782 千円		
		平成18年度末	671 件	233,400 千円	3,491 千円		
6	地域福祉権利擁護事業	認知性高齢者		知的障害者	精神障害者	その他	
		新規契約締結件数					計
		平成17年度	437 件	33 件	69 件	12 件	551 件
		平成18年度	525 件	27 件	85 件	24 件	661 件
7	苦情対応事業	相談	人件費及び事務事業費				
		平成17年度	778 件	10,106 千円			
		平成18年度	707 件	10,106 千円			
8	東京善意銀行運営事業	現金寄付	物品寄付	招待寄付			
		平成17年度	71,607 千円 (350施設)	113 件 (2,273施設)	172 件 (3,293施設)		
		平成18年度	62,975 千円 (440施設)	140 件 (1,984施設)	186 件 (3,318施設)		

2 指 摘 事 項

(1) 局及び団体

ア 求償権の行使に係る意思決定を適切に行うべきもの

福祉保健局は、東京都自立援助促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び東京都自立援助促進事業費補助要綱に基づき、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）が実施する自立援助促進事業に対し、経費の一部を補助している。

この事業は、自立支援を必要とする児童が、児童養護施設や自立援助ホームから退所し、就職や進学をする際、又はアパート等へ入居する場合に、施設長等が身元保証や連帯保証（以下「連帯保証等」という。）を行うことにより、それらの児童の社会的自立の促進を図ることを目的としている（平成17年度104万8,676円、平成18年度81万7,140円）。

実施要綱では、東社協は、連帯保証等により施設長等が企業や家主などに対する損害賠償や債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において被保証人である児童に対し求償権を有するものと規定し、社会福祉法人東京都社会福祉協議会児童養護施設等児童自立援助促進事業規程では、①児童が死亡したとき、②児童が精神、身体に著しい障害を受けたとき、③児童が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき、等の場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができると定めている。

ところで、賠償金を助成した4件（平成17年度、3件、32万8,676円、平成18年度、1件、9万7,140円）について見たところ、東社協は求償権の行使に係る意思決定を行っていない。この補助金は、東社協が求償権を行使して収入した金額を控除した実支出額を交付することとされていることから、東社協が求償権の行使に係る意思決定を行っていないまま、局に対して、同額を補助金として請求していることは適切ではない。

また、局は、実績報告等により、当該事業の開始（平成8年度）から継続して、求償権の行使に対する意思決定が、行われていないことを確認しながら、東社協に対して指導を行っていないことは適切ではない。

東社協は、求償権の行使に係る意思決定を適切に行われたい。

局は、東社協に対して適切な指導を行われたい。

（ 福 祉 保 健 局 ）

（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）